

菊きく
陽よう
町まち



(役 場)

一 概 況

菊池郡の南端、熊本市の北東部に接し、人口は三七、七三四人（平成二二年国勢調査）、総面積は約三八平方キロメートルである。中央部には、雄大な阿蘇に源を發した白川が東西に貫流し、流域には水田が開け、北部・南部は東西に丘陵地帯が続いている。

町の南部に空の玄関・熊本空港を有し、西部には九州縦貫自動車道が南北に、中央部には、熊本と大分を結ぶ国道五七号とJR豊肥本線が東西に走っている。熊本市に隣接した西部地区を中心に住宅地を形成し、特に近年は大型ショッピングセンターなどを核とした「光の森」地区の発展が著しく、町人口は増加している。

産業では、米・麦、野菜、畜産などを中心とした農業が盛んである。特に人参は、国の指定産地として生産量も多く、ブランドとなっている。商業では、先述の大型店進出などにより、商品販売額は年々増加しており、商圏も近隣市町村へと大きく拡大している。工業では、北部に県の工業団地セミコンテックパークと町が開発した原水工業団地を擁し、先端技術関連企業などが進出している。

名所旧跡としては、加藤清正にまつわる豊後街道杉並木に樹齢およそ四〇〇年の若杉が天にそびえ、周辺には「杉並木公園さんさん」も整備されており、この杉が縁で鹿児島屋久島町と姉妹都市盟約を結んでいる。公園横の町総合交流ターミナル「さんふれあ」も好評である。そのほかにも同氏にまつわる「馬場楠井手の鼻ぐり」があり、多くの観光客が訪れている。

また、細川忠利が豊後方面への防衛線として設置した鉄砲小路には、生垣が約四キロメートルにわたり一直線に連なり、昔ながらの見事な景観を創出している。

二 町名の由来

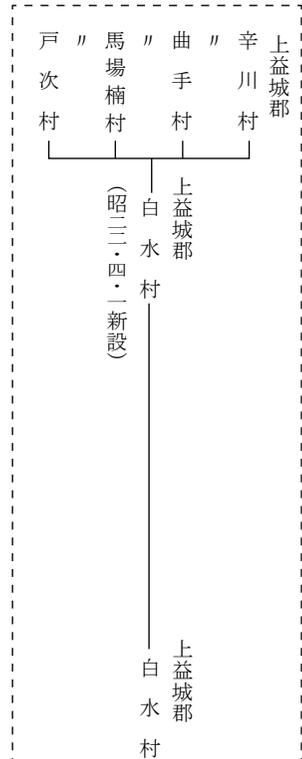
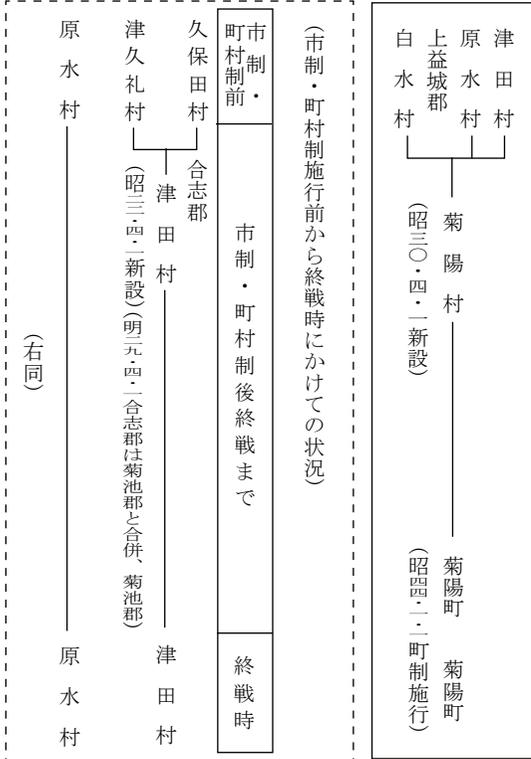
「菊陽町」の町名は、本町が菊池郡の南方に位置し、陽光さんとして輝き、前途の希望は洋々たるものがあるという意味をもち、永遠の発展を祈念するという考えから、昭和の合併時に選定されたものである。

三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱を受けた後の検討で、菊陽町は、合志町・西合志町との三町での合併勉強会に着手し、この三町が任意協議会に移行したが、菊陽町長は、町内には大津町志向も強いとして、この任意協議会を一旦白紙化したいとの意向を示し、大津町を含めた四町合併を改めて提案した。大津町、合志町、西合志町はこれに同意し、四町での法定協議会が設置されたが、平成一六年一〇月、法定協議会が休止。その後、菊陽町、合志町、西合志町の三町合併が模索されたが、結局菊陽町はこれに参加せず、単独町制を継続していくこととなった。(第一編「菊池地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 津田村

旧藩時代、合志郡に郡代を置き、その下に大津、竹迫の二手永があったが、津田村の区域は大津手永に属し、当時は、中代、中代出分、川窪、津留、大堀木、上津久礼、下津久礼の各村に分かれ、それぞれ庄屋が行政を担当した。

明治九年(一八七六)上中代、中代、出分、川窪、大堀木、津留の各村は合併して久保田村となり、上津久礼と下津久礼は合併して津久礼村となり、それぞれ戸長役場が置かれた。一二年にはそれぞれ単独で一行政区域となったが、一七年には岡村は一行政区域となつて、同一戸長役場の統治下に置かれることになった。二二年、町村制施行に際して、両村は合併し、津田村となった。

(二) 原水村

本村の地域は、肥後藩主細川忠利が入国した後、豊後街道の要衝の地として開け、以後、郡奉行、郡代の統治下にあつて、大津手永惣庄屋に属していた。そのなかで、小路村だけは藩の直接支配下であり、鉄砲小路の名のあるとおり、住民は平時は農業を営み、有事には鉄砲を武器としたが、武士として働くように組織され、防衛の第一線となつていた。明治三年(一八七〇)七月、藩政改革により各村に与長を置き、これを里正が管理した。五年、第一八大区第三・四小区に入り、七年の改正で第五大区第二小区となり一二年一月、新町、柳水、馬場、入道水、南方、中尾の各村を合併して原水村とした。その後行政区域の変更はなかった。

(三) 白水村

旧藩時代は、沼山津手永(上益城郡)に属していた。明治七年(一八七四)

の大小区制では第四大区第八小区に入り、明治三二年、郡区町村編制法が施行されると、戸次、馬場楠、曲手、辛川の各村は、一行政区域として戸長役場が置かれ、一七年から曲手村列戸長と称したが、二二年の町村制施行に伴ない、四か村が合併して白水村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法の制定に伴い発表された県の合併試案は、津田村及び原水村の二か村合併で、上益城郡白水村は、同郡の木山ブロックの八か町村合併となっていたが、津田村、原水村および白水村の三か村は、古くから血縁的な結びつきが強く、また、広大な畑地を擁する農村として経済的にも同一条件で結ばれてきた。

さらに三か村は、戦後、組合立の中学校を設立しており、この設立のときから、住民の中には将来一か村としてまとまる気運が生まれていた。県の合併試案発表に際し、畑作を主とした低位な農業経済を向上させるためには、合併によって村の行財政力を強化する以外に方法がないということが一般に理解されていた。

このような気運にあった三か村は、町村合併の促進が叫ばれるや全面的に合併に賛成し、各村は、昭和二九年（一九五四）九月八日、それぞれ議会を招集して合併促進協議会規約を定め、ただちに合併促進協議会事務局を設け、各村長は、部落区長を通じて、合併にあつたの希望条件等について意見をとりまとめた。同年二月八日の協議会では、合併促進状況の報告を開いたあと、その後の合併促進対策について協議した。

引き続き三〇年一月一二日および二〇日の協議会で、合併申請書作成について協議し、二月四日には、各村の総務委員会を開いて、新村建設計画案を検討した。こうして同月九日、各村議会において合併議案をそれぞれ議決し、同年四月一日、菊陽村が発足した。

しかし、住民の一部には大津町への合併を希望する者がいたため、新村成立後も紛争が続いた。すなわち、合併前、合併協議会の合併推進と並行して原水村東部五部落（古閑原、中尾、入道水、柳水、南方）の住民の中には、大津町への合併を希望する者が多く、三〇年一月一四日には、これら部落の約四〇〇人が、津田ブロック合併反対ののぼりをたてて村役場にデモをかけ、役場前広場で大津合併派住民大会を開き、代表者が村長に面会したが物別れとなった。そこでデモ隊

は、「われわれは、新しい村をただちに結成する。」と宣言して東原水村結成大会を開き、村会に代わる執行委員の選出、消防団、婦人会、青年団の結成、役員選出などを行った。

このため、一月一八日の村議会で、合併後分村希望の部落があれば法に基づき認める旨決議した。これにより一応三か村が合併したが、合併後もこの問題をめぐって、南方出身村議会議員の議場でのハンスト、議場乱入事件、県への陳情、県庁正門前のハンスト等、合併後二年余りにわたって紛争が続いた。しかし、三二年五月一五日、県新市町村建設促進審議会の町村合併調整委員にあつせんにより、次のような調停案の下に三年越しの紛争もやっと解決した。なお本県の町村合併に関する紛争事件で法定の町村合併調整委員によって調整がなされたのは、本件のみであった。

調停案

- 一 菊陽村当局は、中尾、古閑原、南方、入道水、柳水の五部落住民の意思を尊重し、当該地域の住民が、進んで菊陽村の建設に協力するよう必要な施策を講ずるものとする。
 - 二 前期五部落の住民は、今後菊陽村の建設に積極的に協力するものとする。
 - 三 菊陽村当局および当該地域の住民は、以上の事項を誠意をもって履行するものとし、本調停の成立した日から二ケ年を経過してもなお次の場合においては、新市町村建設促進法第二七条の規定に基づき、住民投票を行うものとする。
 - 1 中尾、古閑原の地域については、当該住民が境界変更を希望した場合
 - 2 南方、入道水、柳水の地域については、境界変更を行うべき事情にある場合
- 四 大津町は、前項の方法により当該地域の境界変更が処理されることを了承するものとする。

昭和三二年六月三日

岡本 篤
圭室 諦成
平島 一
吉田 定

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 津田村、原水村、白水村を合体する。
- (二) 合併の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 議会議員の選挙
1 議会議員については、町村合併促進法の特例を適用して、その任期を昭和三〇年五月一日まで延長する。その後は地方自治法第九一条による定数（二人）とする。
- 2 選挙区は設けない。
- (四) 農業委員会
農業委員会は、全村一地区とする。町村合併促進法の特例を適用して、委員の定数を一五人とし、その任期は、昭和三〇年五月一〇日までとする。
- (五) 教育委員会
教育委員会委員は、町村合併促進法の特例を適用して、定数を四人とし、その任期は、昭和三〇年五月一〇日までとする。
- (六) 助役の定数 一人
- (七) 職員の身分取扱い
1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。
- 2 職員の勤続年数は継承する。
- 3 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、その身分取扱いに関しては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。
- 4 一般職の職員の退職手当は、左記により支給する。
 - ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤続年数を乗じた額
 - イ 合併後六か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤続年数を乗じた額
 - ウ 合併後一か年以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤続年数を乗じた額
- (八) 財産及び負債
1 津田村、原水村、白水村の村有財産は、すべて新村に引き継ぐものとする。
- 2 各村の負債は、新村において支払う。

(九) 消防

- 1 消防は統合して、次のとおり編成する。

団長 一人	副団長 二人	分団長 二六人
-------	--------	---------
- 2 消防団編成

自第一 分団（白水地区）	至第六 分団
自第七 分団（津田地区）	至第十七 分団
自第一八 分団（原水地区）	至第二六 分団
- (一〇) 国民健康保険 可及的すみやかに実施するものとする。
- (一一) 津田村ほか二か村中学校組合
津田村ほか二か村中学校組合は、合併と同時に解散し、その財産は新村に引き継ぐものとする。
- (一二) 部落連絡員の設置
- (一三) 合併、分村
1 大津ブロック合併について
新村は、大津町を中心とする新町の発足後、運営その他の状況を考慮検討し、将来の発展を確認し、合併を適当と認めた場合は、大津町を中心とする新町に対し合併を申し出るものとする。
- 2 分村について
合併後、旧原水村においては部落住民の大部分が分村を希望する場合は、法に基づいて分村を認める。
- (一四) 各種事業
関係町村における土木、耕地その他各種の継続事業および既定計画事業は、新村において継続して行うものとする。
- (一五) 簡易水道組合議員の披選挙資格
陣内村外六か村簡易水道組合を設置する場合における組合議員の選挙権および披選挙権の資格を有する者は、当該組合の受益者（加入者）に限るものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
原水村	齊藤兼亀	川俣正秋	西岡幸次	広吉久	宮原辰馬
津田村	古川盛雄	藤本立蔵	田崎義季	田崎勉	吉本英雄
白水村	東亀義	西尚武	鍋島熊喜	松村進	米村己熊

5 合併時の関係村の現況表

会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上 の学校		官 公 署	業態の割合						面積 平方料	戸 数 戸	人 口 人	区 分					
					高 等 学 校	中 学 校		業態			計 人	計 人	計 人					計 人	計 人	計 人		
								農 業 人	都 市 的 業 態	商 工 業 人											そ の 他 人	そ の 他 の 業 態
1	5,800	1,703.6	1,254	6,085	1	1	5	2,035	500	1,555	1	1	1	37.33	2,035	1,921	菊陽村					
1	3,454.6	845.3	448	2,454	1	1	2	93	245	678	1	1	1	11.64	93	529	合併村 津田村					
1	1,035	445	38	1,93	1	1	2	67	187	490	1	1	1	2.66	67	422	合併村 原水村					
1	3,089	4,160	388	78	1	1	1	45	6	367	1	1	1	23.83	45	2,500	合併村 白水村					

生産額		鉦工産	農産	その他	計
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,100	3,696	1,100	1,100	4,800	3,376
1	1,500	1	1	1	1,500
1,100	2,347	1,100	1,100	4,800	2,748
1	6,336	1	1	1	6,336